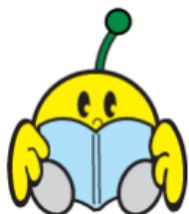


建築関係工事請負契約における 設計変更ガイドライン

平成28年 3月

(平成31年 3月 一部改正)



福島県土木部

◆発注者の留意事項

◆概算金額の通知について

工事内容の軽微な変更を通知をする際は、**概算金額を記載した通知書**もあわせて、受注者へ通知する。

【留意事項】

■現地条件や施工条件、数量の精査等により変更となる場合があることから、**概算金額については、「参考値」として**取扱うこととし、契約変更額を拘束するものではないものとする。

※概算金額の記載方法・有効数字2桁（3桁目四捨五入）、単位は万円で記載する。
 増減額が10万円未満の場合は、有効数字1桁（2桁目四捨五入）とする。
 （記載例）16,440,000円増額の場合 → 「1600万円増」と記載する。
 78,000円減額の場合 → 「8万円減」と記載する。

工事打合せ簿

【通知書（記載例）】

発議者	<input checked="" type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	平成30年 〇月 〇日
発議者名	〇〇建設事務所 〇〇課 〇〇 〇〇		
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input checked="" type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他 (第〇回 工事内容の変更に伴う概算額の通知について)		
工事番号 工事名	第〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇号		〇〇工事
工事場所	国道〇〇号 〇〇市〇〇地内		
(内容)			
平成〇〇年〇〇月〇〇日付け通知「工事内容の変更について」による概算金額を下記のとおり通知します。			
概算金額： 〇〇万円 増(減)額の見込みである			
※上記に示す概算金額については、参考値であり契約変更額を拘束するものではない。			